



私たちは、中小企業の安心と継続のため、働く人たちを活かすご提案と実践のお手伝いを致します。

会社と働く人の情報誌

B 夢通信

Vol.43
2019.12.15

発行人



税理士法人WBC和田事務所 株式会社和田総研
株式会社WBCコンサルティング 社会保険労務士法人WBC
〒302-0118 茨城県守谷市立沢197-58
TEL 0297-46-1118 FAX 0297-46-1201

税理士法人WBC東京事務所
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町3丁目21番2 PWビル5階
TEL 03-5839-2808 FAX 03-5839-2811

消費税増税について…

令和元年になり早半年が経過しようとしております。そして10月から消費税が10%となりました。またそれとともに今回は8%の軽減税率も導入されました。2014年5月に5%から8%となり、2015年10月→2017年4月に先送りし2017年4月→2019年10月と2回先送りされました。消費税を導入すると消費が大きく落ち込む事が大きな原因のようです。今回は2020年8月に東京五輪、パラリンピックの開催にともなう経済効果もあり実施されました。

今回は軽減税率により8%と10%が混在することも大きな特徴です。食料品と新聞が8%の対象です。小売店や飲食店はその対応に大変だったでしょう。

また経理担当者も領収書の整理に大変です。いままで軽減税率対象商品をカードで決済していた方は、明細を提出してくれるように依頼されることでしょう。

また経理担当者は2023年からインボイス制度が導入されます。詳しいことは今後のニュースやセミナーに参加し対応してください。

消費税を増税すると経済が減速するのですが、経済成長をした国がスウェーデンです。スウェーデンは消費税が25%になりました。食料品などは12%、新聞などは5%です。消費税を大幅に上げるとともに「福祉国家」として世界中から評価されるようになりました。日本ではプレミアム商品券やすまい給付金が給付され低所得者の方に対策をうちました。

消費税が10%に上がったことにより経済が減速しないようにしましょう。高齢者や所得がある方はたくさんお金を使ってください。また若い人は、将来のためにさらに自分を磨き収入を増やすことを考えましょう。夢をあきらめないで…実現させていきましょう。



税理士法人WBCグループ代表 **和田 政彦**

東京事務所のブログも
よろしくお願いします。



東京事務所活動報告

朝晩は涼しくなってきましたが、まだまだ昼間の太陽はまぶしい中、千葉県の方へ相続不動産の現地調査に行ってきました。

守谷近郊では、田畑や山林の中にも踏み込み、長靴を常備しての現地調査もありましたが、東京近郊ではそうではない…ということはありませんでした。

実際に現地を訪れることで、固定資産税明細上の地

目は違っていたり、地図上では道があると思っ
て行ってみると、荒地状態
で道がなかったり…

現地調査は、机上では
分からない事が発見でき、
重要な仕事です。

今後もきちんと現地
調査を行い、適切な評価
をしてまいります！



税理士法人WBC東京事務所
田口 真理子



『税理士法人WBC東京事務所のブログ』 <http://ameblo.jp/wbctokyo-zeimu/>



消費税セミナーを 実施いたしました!



消費税に関する改正につきまして、弊社主催にてセミナーを開催いたしました。

たくさんの方にご参加いただき、ありがとうございました。

◆ 事業づくりコラム ◆

今回は、給料を上げると法人税が安くなる? 「所得拡大促進税制」についてです。

● 所得拡大促進税制とは?

「青色申告書を提出している事業者が、前年度より従業員の給与を一定以上増加させた場合、法人税(個人事業主は所得税)が安くなる」という制度です。

● 適用の要件

「継続雇用者(①前年度及び当年度全ての月分の給与の支給を受けていて、②全ての期間で雇用保険の被保険者であった従業員)への当年度の給与支給額が、前年度と比べて1.5%以上増加していること」が制度適用の要件です。

● 税額控除額の計算

適用の要件を満たせば、「前年度と当年度の全従業員の給与支給額を比べ、増加している金額の15%分を法人税(個人事業主は所得税)から控除」できます。さらに追加の要件を満たせば、控除額の増額も可能です。ただし、法人税額(個人事業主は所得税額)の20%の金額が上限です。

制度利用のための事前の認定や、書類の提出・届出などは必要ありません。

詳しくは担当者もしくは当事務所までお気軽にお問い合わせください。

当事務所：TEL 0297-46-1118

(事業づくり：鈴木 尚輝)